

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	平成 2 3 年度
	平成 2 6 年度
	平成 2 9 年度
	令和 2 年度
	令和 5 年度
計画主体	甲斐市

## 甲斐市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 甲斐市産業振興部 農林振興課  
所在地 山梨県甲斐市篠原 2 6 1 0 番地  
電話番号 0 5 5 - 2 7 8 - 1 7 0 7  
F A X 番号 0 5 5 - 2 7 6 - 7 2 1 4  
メールアドレス nourinshinkou@city.kai.yamanashi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、アナグマ、ニホンザル
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	山梨県甲斐市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
	品目	被害数値		
		被害金額 (千円)	被害面積 (a)	被害量 (kg)
イノシシ	水稲	305	20	1,218
ニホンジカ	果樹	3	48	4
	野菜	4	20	23
ハクビシン	野菜	111	40	501
アライグマ	果樹	0.42	0.1	3
	野菜	145	52	656
ハシブトガラス	—	—	—	—
ハシボソガラス	—	—	—	—
アナグマ	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—

(2) 被害の傾向

本市は、南北で中山間地域と市街地域に分かれており、前者ではイノシシやニホンジカ、カラス、アライグマによる被害、後者ではアライグマやハクビシンといった小型動物による被害が多く、被害の発生時期は5月～9月に集中している。

近年は、釜無川・荒川へつながる支流沿いや、山際でのイノシシ、ニホンジカの水稲・果樹・野菜への被害、市街地域での小型動物による家屋等侵入被害が増加傾向にある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣種	指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	被害金額(千円)	305	152.5
	被害面積(a)	20	10
ニホンジカ	被害金額(千円)	7	3.5
	被害面積(a)	68	34
ハクビシン	被害金額(千円)	111	55.5
	被害面積(a)	40	20
アライグマ	被害金額(千円)	145.42	72.71
	被害面積(a)	52.1	26.05
合計	被害金額(千円)	568.42	284.21
	被害面積(a)	180.1	90.05
ハシブトガラス ハシボソガラス	被害金額(千円)	令和3年度は被害は無かったが、例年被害報告が寄せられる。	引き続き被害が発生しないように注視するとともに、被害が発生した場合には、速やかに捕獲を行い、被害を最小限に抑える。
	被害面積(a)		
アナグマ	被害金額(千円)		
	被害面積(a)		
ニホンザル	被害金額(千円)	—	
	被害面積(a)		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害鳥獣捕獲による捕獲を甲斐市鳥獣被害対策実施隊に依頼(対象:全加害鳥獣)</li> <li>・捕獲用のくくりわなを実施隊員へ支給(対象:イノシシ、ニホンジカ)</li> <li>・実施隊員へ捕獲檻、箱わなの貸与(対象:イノシシ、アライグマ、ハクビシン、アナグマ)</li> <li>・新規狩猟免許取得費の一部又は新規銃砲所持許可取得費に係る経費の一部を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害発生後の捕獲であるため、被害を未然に防ぐことが難しい。</li> <li>・猟友会による捕獲の実施は、捕獲の担い手への負担や高齢化などにより、全ての要望に対応することが難しい。</li> <li>・被害量については、農家からの自主的な連絡やわなの貸出時の聞取りによるものであり、広報などで連絡を促してはいるが、正確な被害量の把握が課題となっている。</li> </ul>

防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度から県営中山間地域総合整備事業などによる防止柵を設置。</li> <li>・防止柵を設置した際に、市と集落で修繕に関する協定を締結。</li> <li>・集落で修繕することが難しいものについては、市で修繕を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとの地理的特性や、加害獣に応じた防護柵の設置が必要である。</li> <li>・整備した防止柵の維持管理を地元（自治会など）で対応できるよう、協議調整を行う必要がある。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落環境診断事業（獣害の観点から見た集落の弱点や対策方法に関する学習会）の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落環境診断事業実施後も、地元農家が継続して対策に取り組む必要がある。</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣対策については、猟友会や個々の捕獲に頼る取組みだけでは限界があるため、被害防除の強化と、地域ぐるみでの取組みを進めていく。</p> <p>(被害防除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害多発地域の環境診断と地域住民による学習会を実施し、獣害に強い地域づくりを推進する。</li> <li>・獣害対策意識の向上を図るため、研修会等の周知を行う。</li> <li>・地域ごとの地理的特性や、加害獣に応じた防護柵の設置を推進する。</li> <li>・設置した防止柵の点検を実施するよう周知を行う（年1回程度）。</li> <li>・鳥獣を寄せ付けない環境づくりのため、耕作放棄地等の適切な管理を進める。</li> <li>・防止柵の整備や修繕に充用するため、多面的機能支払交付金事業の推進を行う。</li> </ul> <p>(捕獲)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害多発地域においては、捕獲による被害の減少を図る。</li> <li>・捕獲の担い手確保のため、新規狩猟免許取得費の一部又は新規銃砲所持許可取得費に係る経費の一部を助成する。</li> <li>・捕獲器等の購入による資材の充実を図る。</li> </ul>
--

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○甲斐市鳥獣被害対策実施隊 平成26年10月より甲斐市鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲業務を依頼している。(令和4年度 構成員：82人)</p> <p>○管理捕獲 ニホンジカ・イノシシについては、県の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の捕獲を猟友会に依頼し、随時捕獲を進める。</p> <p>○有害鳥獣捕獲 有害鳥獣については、被害発生地域の実施隊員等が随時捕獲を進める。</p>
--

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン アライグマ ハシブトガラス ハシボソガラス アナグマ ニホンザル	・捕獲檻等の捕獲機材の導入及び貸出 ・猟友会との連携強化 ・新規狩猟免許取得費の一部又は新規銃砲所持許可取得費に係る経費の一部を助成 ・県が実施するアライグマ捕獲従事者講習会への参加、従事者登録による捕獲者の確保

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ・ニホンジカ 近年、農地や里山林・河川周辺に頻繁に出没しており、被害防除の重要性が高まっている。捕獲数の設定については、山梨県第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ、ニホンジカ)、有害鳥獣捕獲数、狩猟期の動向、農林業被害状況等を踏まえ決定する。</p> <p>○ハクビシン 近年、市内全域に於いて果樹等の農作物被害・家屋侵入による生活環境被害が発生している。捕獲数の設定については、有害鳥獣捕獲数、農作物・生活環境被害等の状況を踏まえ決定する。</p> <p>○アライグマ ハクビシン同様、市内全域にて被害が発生している。捕獲数の設定については、山梨県アライグマ防除実施計画、有害鳥獣捕獲数、農作物・生活環境被害等の状況を踏まえ決定する。</p>

○ハシブトガラス・ハシボソガラス

双葉・敷島を中心に果樹等の農作物被害が発生している。捕獲数の設定については、有害鳥獣捕獲数、農作物被害の状況を踏まえ決定する。

○アナグマ

市街地や果樹園での出没が確認されており、農作物被害や生活環境被害発生が懸念される。捕獲数の設定については、有害鳥獣捕獲数、農作物・生活環境被害等の状況を踏まえ決定する。

○ニホンザル

捕獲の実績は無いが、市街地や果樹園で、群れからはぐれたサルが目撃されており、農作物被害や生活環境被害発生が懸念される。捕獲数の設定については、農作物・生活環境被害の発生状況や目撃情報をもとに決定する。

(捕獲状況)

対象鳥獣	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
イノシシ	10	30	8	23	15	15
ニホンジカ	19	120	29	127	40	128
ハクビシン	7	-	4	-	2	-
アライグマ	8	-	20	-	47	-
ハシブトガラス ハシボソガラス	56	-	38	-	55	-

対象鳥獣	捕獲計画数等					
	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲	有害捕獲	管理捕獲
イノシシ	10	30	10	30	10	30
ニホンジカ	35	120	35	120	35	120
ハクビシン	5	-	5	-	5	-
アライグマ	50	-	50	-	50	-
ハシブトガラス ハシボソガラス	60	-	60	-	60	-
アナグマ	5	-	5	-	5	-
ニホンザル	0	-	0	-	0	-

※年度毎、被害状況等を勘察し再検討するが、アライグマに関しては山梨県アライグマ防除実施計画に基づき、可能な限り捕獲する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イノシシ、ニホンジカ 年間を通じ、被害が集中する場所を中心に、くくりわな、捕獲檻、銃器による有害捕獲や管理捕獲を実施する。但し、銃器による捕獲に関しては、法令の範囲内の場所とする。</li> <li>・ハクビシン、アナグマ 被害が集中する場所・時期を中心に、くくりわな、箱わなによる有害捕獲を実施する。</li> <li>・アライグマ 「山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき、年間を通じ、箱わな、くくりわな等による捕獲（有害捕獲含む）を実施する。</li> <li>・ハシブトガラス、ハシボソガラス 被害が集中する場所・時期を中心に銃器による有害捕獲を実施する。但し、捕獲に関しては、法令の範囲内の場所とする。</li> <li>・ニホンザル 現時点では捕獲の予定は無いが、被害発生時には有害捕獲で対応する。</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>個体数の増加、被害の拡大等の恐れがある場合は、通年で法令の範囲内の場所において、ライフル銃、散弾銃、わな等を使用し捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甲斐市	ハクビシン、アナグマ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	・漆戸地区への鳥獣害防止柵の整備に取り組む。 防止柵 L=160m H2.3m		
イノシシ ツキノワグマ等	・上記以外の地区に関しても、被害発生の実態に即し整備を検討する。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ ニホンジカ	・侵入防止柵の管理		
ハシブトガラス ハシボソガラス ニホンザル	・猟友会による追い上げ、追い払い活動		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ハシブトガラス ハシボソガラス ハクビシン アライグマ アナグマ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほ場周辺の雑草の定期的な刈り取りや、誘引物になり得る放棄作物の処分といった指導を徹底する。</li> <li>・市街地においても、家庭ごみの放置等、小動物や鳥類のエサ場となるような環境を作らない。</li> <li>・農林業者等に対し、効果的な被害防止柵の啓発等を実施し、地域が共通認識をもって被害防除に取り組めるように努める。</li> <li>・被害発生状況調査を行う。</li> </ul>

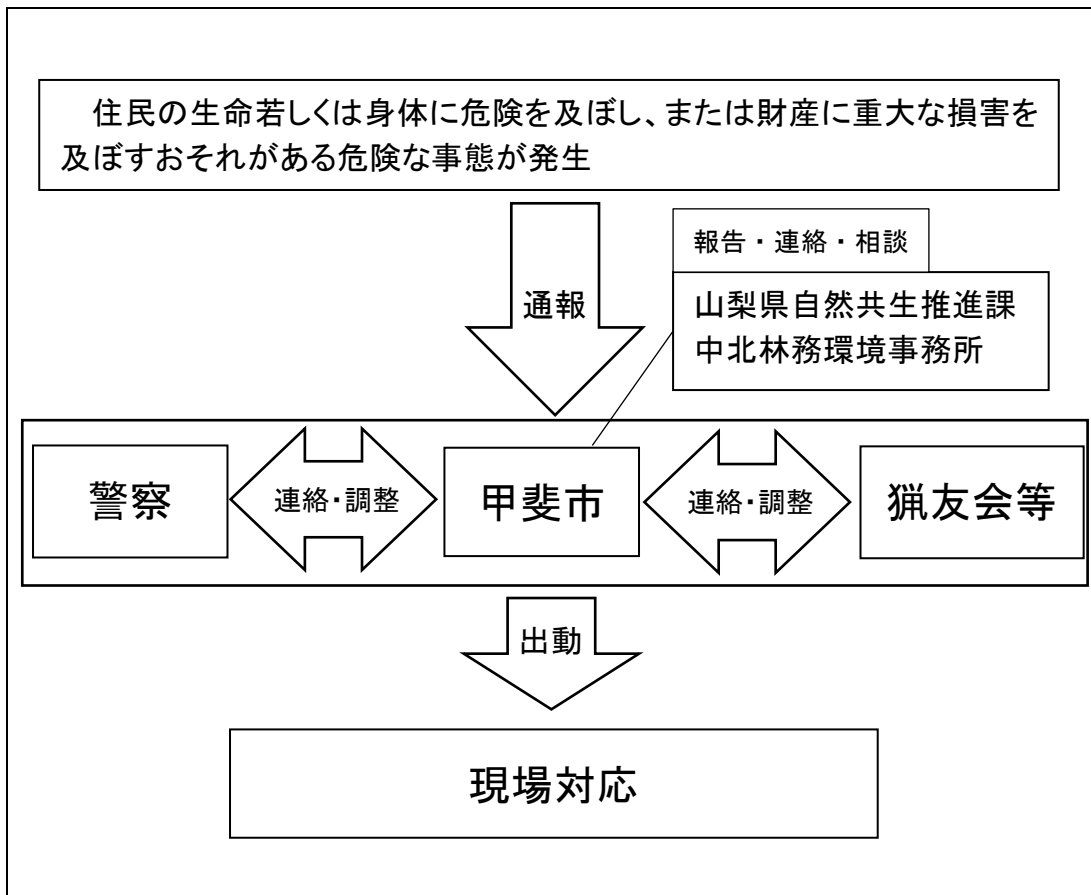
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
甲斐市	情報収集、住民への注意喚起、関係機関への連絡調整、捕獲同行等
甲斐警察署	現場での指示、追い払い、パトロール
峡中地区猟友会 (竜王分会、敷島分会、双葉分会) 甲斐市鳥獣害防止対策協議会 甲斐市鳥獣被害対策実施隊	捕獲、追い払い、パトロール等の実施
山梨県自然共生推進課 中北林務環境事務所	関係機関との連絡・調整



(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ 処理方法については原則として持ち帰るよう指導し、やむを得ない場合については、生態系に影響のないよう適切に埋設処分することとする。
- ・ アライグマについては焼却等、適切に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	甲斐市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
甲斐市	協議会の事務、各機関の連絡調整や全般的な管理等
農業委員会	情報の提供、被害状況の報告、必要な対策等の提言
山梨みらい農業協同組合 梨北農業協同組合	営農技術指導、情報の提供、被害状況の報告、必要な対策等の提言
中央森林組合 峡北森林組合	山林の植栽被害軽減対策、野生鳥獣の生息環境の保全整備への協力等
峡中地区猟友会	鳥獣関連情報の提供、捕獲等の実施、必要な対策等の提言
被害発生地区代表	被害状況の報告・連絡調整、必要な対策等の提言、有害鳥獣捕獲許可申請の依頼
中北農務事務所 中北林務環境事務所	被害対策の情報提供、被害防止技術の指導・助言、事業実施における指導
鳥獣害防止技術指導員 鳥獣保護巡視員 その他	被害防止技術の適切な指導・助言 野生生物の生息状況及び山林の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県自然共生推進課	被害防止対策全般に係る助言
山梨県総合農業技術センター	被害防止の技術的な指導・助言 鳥獣関連情報の提供
山梨県農業共済組合	農業共済制度における被害情報の提供・助言など

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年10月に設置（猟友会会員により構成。令和4年度 構成員：82人）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

甲斐市鳥獣害防止対策協議会が中心となって推進していくが、地域や自治会及び日本型直接支払制度（中山間直接支払、多面的機能支払、環境保全型支払）の協定組織等、幅広い協力を得て実施していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止を着実に進めるには、①有害捕獲、②被害防除、③生息環境管理の3つが基本対策となるため、甲斐市鳥獣害防止対策協議会の中で随時検討し、状況に応じて新たな事項にも積極的に対応していく。

また、住民の獣害に対する意識や考え方が変わり、自ら率先して被害防除に取り組む集落づくりが必要である。